

県産農林水産物 PR 動画作成事業業務委託 仕様書

1 件名

県産農林水産物 PR 動画作成事業業務委託

2 委託の趣旨（目的）

本県では、農林水産業創出額が令和2年度2,433億円、令和6年度2,650億円を目標に掲げ取り組んでいるところである。しかしながらコロナウイルスの感染が拡大する中、県産農林水産物の外食での需要が低迷している。一方、需要好調な量販店では内食が増え、生鮮需要を増大させる好機でもある。

そこで、増大する内食や量販店需要に合わせ、喫緊の県産品需要回復を図るとともに、大消費地で消費者等に対して、大分県の農林水産物の魅力を PR する。そのためには新たな生活様式に対応した新しい販売促進活動を模索し、実施する必要がある。

以上のことから、このたび本県農林水産物の品質の高さや生産環境、調理方法等を伝える動画を制作することにしたものの。

3 契約期間

契約締結の日から令和3年2月28日までとする。

4 業務内容

(1) 動画の企画

「2 委託の趣旨」に加え、以下の点に留意のうえ企画制作すること

① 動画の種類

- ・制作品目 白ねぎ、こねぎ（味一ねぎ）、トマト、いちご（ベリーツ）、にら、ピーマン、ハウスみかん、ぶどう（ピオーネ）、シャインマスカット、かぼす、サンセレブ、茶、花（スイートピー、トルコギキョウ）高糖度かんしょ（甘太くん）、梨、おおいた和牛、養殖クロマグロ、養殖ブリ、養殖ヒラメ、養殖ヒラマサ、乾しいたけ、おおば

- ・種類 品目毎に2種類制作すること

	時間	主な用途
ショート ver.	15秒程度	ホームページ掲載用
ロング ver.	1分程度	量販店 PR 用（デジタルサイネージでの放映）

② 企画内容

企画にあたっては、少なくとも以下内容を盛り込むこと

- ・産地（生産現場やそれを生み出す自然風景等）
- ・生産物（品質の高さや美しさ等）
- ・料理（料理への活用等）
- ・外部リンク貼付（QRコード、バナー等）

(2) 動画の取材・制作

委託者と協議のうえ、取材先との調整及び取材を行うとともに、取材内容を踏まえて動画を制作すること。原則制作については夏秋品目と秋冬品目の2回に分けておこなう。

ただし、下記の品目についてはブランドおおいた輸出促進協議会より素材提供されたものを編集すること。

梨、高糖度かんしょ（甘太くん）、おおいた和牛、養殖クロマグロ、養殖ブリ、乾しいたけ

また、すべての品目で撮影に使用するサンプル等は受託先が負担する。

(3) 納品

① 納品物

- ・制作動画 ～「(1) ①動画の種類」記載のとおり
- ・取材データ～動画制作にあたり取材した元データ

② 納品形式

mp4 等

③ 納品場所

「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局
(大分県農林水産部おおいたブランド推進課国内流通班)

(4) その他

- ・「(3) ①納品物」については、委託者や関係機関等が2次的に編集、活用できるようにすること

【企画提案書作成上の留意事項】

企画提案書には、少なくとも以下の内容を記載すること。

- ・構成案（品目ごとにショート ver.、ロング ver.）
- ・絵コンテ（2品目のうち2品目以上について作成、作成する品目についてはショート ver. とロング ver. の両方を作成すること）

5 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。
- (5) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

6 貸与資料

委託者が保有する資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

7 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

8 補則

本仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

なお、実施にあたっては県の規定に準じておこなう。

(別紙)

・「The・おおいた」ブランドについて

「The・おおいた」ブランドとは、本県を代表するかぼす、おおいた和牛、乾しいたけ(うまみだけ)、関あじ・関さばなどの農林水産物と本県特有の自然環境や景観、歴史、文化、おもてなし等を組み合わせ、付加価値を高めることで「おおいた」を総合的にイメージさせる地域ブランドのこと。